



Chapter 1

融資申込

- 1 会社からの融資申込
- 2 経理課長からの融資申込
- 3 権利能力なき社団からの融資申込
- 4 妻からの夫名義による融資申込
- 5 ベンチャー企業からの融資申込
- 6 浮き貸し
- 7 融資証明・融資予約



会社からの融資申込

- 株式会社に二名の代表取締役がいて共同代表となっていますが……



東西銀行札幌支店の融資課は新規融資先の開拓に力を入れており、本日も新人のA子さんとB先輩が新規融資先の代表者につき確認作業を行っています。

A子さん：「課長から、融資の申出がある雪山さんについて、近く新規の取引が決まりそうだから、事前に代表者の権限確認等しておくようといわれました。私、はじめてでよくわからないので教えてもらえますか」

B先輩：「ええ、いいわよ。まず、雪山さんの商業登記簿謄本はとってある？」

A子さん：「あの、これでしょうか」

B先輩：「うん、それぞれ。そこに会社の種類はなんとなっている」

A子さん：「ええ、雪山株式会社と表示されていますが、これですね」

B先輩：「そう、雪山は社名で株式会社が会社の種類よ。代表者はどうなっている」

A子さん：「はい、取締役が5人いて、そして代表取締役は雪山太郎とありますが、課長がいていた人です。代表取締役と取引をするのですね」

B先輩：「そう、代表取締役が取引の相手になるのよ」

A子さん：「はい、わかりました。でも、先輩、もう一人代表取締役がいますが……」

B先輩：「うん、複数の代表取締役がいる場合、その1名と取引すればいいのよ」

A子さん：「さすがは先輩、頼りになるな～。あの……、代表取締役に共同代表と表示されていますが……、これはなんですか？」

B先輩：「えっ！それは、私もわからないわ。課長からは雪山さんとは代表取締役雪山太郎で取引すると聞いていたわ。どうすればいいかしら？」

FIRST
STEP

基本ポイント！

- 融資の対象先としての法人には、「公益法人」「営利法人」「中間法人」等の区分があります。銀行が取引する法人は主として営利法人です。
- 会社は、営利法人で商行為やその他営利行為をなすことを目的として設立される、法律で定められたものをいいます。法律上、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社の4種類があります。
- 2005年に成立した会社法が2006年から施行されます。会社法では、有限会社と株式会社は、会社法で規定する新しい株式会社に統合される結果、有限会社がなくなります。他方、合名会社と合資会社は存続しますが、新しい会社類型である合同会社が創設されます。
- 会社の代表者は、株式会社は代表取締役、有限会社は取締役（代表取締役がいれば代表取締役）、合名会社は社員（代表社員がいれば代表社員）、合資会社は無限責任社員（代表社員がいれば代表社員）です。
- ＜会社法施行後＞会社の代表者は、株式会社は取締役会設置会社と取締役会非設置会社（従来の有限会社類型）に分けられるようになりますが、取締役会設置会社は代表取締役、取締役会非設置会社は取締役（代表取締役がいれば代表取締役）です。合名会社は社員（代表社員がいれば代表社員）、合資会社は無限責任社員（代表社員がいれば代表社員）です。なお、合資会社については有限責任社員も代表権が持てることが明記されました。合同会社も社員（代表社員がいれば代表社員）です。
- 共同代表の定めがあるときは、代表取締役または代表社員の全員を取引の相手方としなければなりません。
- ＜会社法施行後＞会社法施行後は、共同代表制度は廃止されます。

NEXT
STEP

応用ポイント！

- 会社の種類によってその会社を代表する相手・呼び名や権限が異なります。相手を間違えると、会社に融資したことなくならず、融資したお金が会社から回収できない事態を招くこともあります。
- 会社の代表者は、商業登記簿謄本、代表者の資格証明書、会社印鑑証明書などで確認します。
- 商業登記簿謄本および資格証明書は、会社が登記されている所轄の登記所

に行けば、本人以外の第三者も入手することができます。商業登記簿謄本には、決められた登記事項がすべて記載されていますので、新規の融資取引時には必ず謄本で確認します。

解説

誰が会社を代表するのか理解しましょう

1. 株式会社の代表者は？

株式会社は代表取締役が会社を代表します（商法261条1項）。株式会社では、株主総会で3人以上の取締役が選任され、この取締役が構成する取締役会で代表取締役が選任されます。

代表取締役は、会社を代表して会社の営業全般に関するいっさいの行為を行う権限を有します。したがって、この代表取締役を相手に取引しないと、会社と取引したことにはなりません。たんなる取締役では株式会社と取引をしたことにはならないのです。

事例のように代表取締役が複数名いる場合があります。それに対して先輩が答えているように、その場合は、とくに定めがないかぎり各代表取締役それぞれが代表権を有し、各自単独で会社を代表することができます。

そこでA子さんがみつけた「共同代表」ですが、この定めがあると、共同代表取締役全員を相手としなければなりません（商法261条2項）。共同代表は、その会社の方針で、代表取締役の独断・専横を防止する目的で、複数の代表取締役が共同して代表すべしとの決定をしたものだからです。

これを発見したA子さんはお手柄でした。これで代表権限確認の任務を果たしたことになります。課長は、代表取締役雪山太郎さん1名での取引を依頼されていたのですから、問題が起きるところでした。

なお、共同代表取締役のうちの1人が包括的に事務の委任を受けて会社を代表する行為、事例でいうと雪山太郎さんが他の共同代表取締役から本件融資をまかされて雪山太郎さん1人で取引することはどうかといいますと、制度の趣旨からは否定的に解釈されます。

さて、確認資料としての商業登記簿謄本ですが、登記記載事項としてどのようなものがあるのか、以下にみておきたいとおもいます（商法188条2項）。

1号 ①目的 ②商号 ③会社が発行する株式の総数 ④会社が公告をする方法

- 2号 本店および支店
- 6号 資本の額
- 7号 取締役および監査役の氏名
- 8号 代表取締役の氏名および住所
- 9号 数人の代表取締役が共同して会社を代表すべきことを定めたときはその旨
(10号までありますが、一部省略しました。6頁の「商業登記簿謄本」を参照のうえ、
六法全書でも条文全体を見ておいてください。)

代表者の資格証明書は、商業登記簿記載事項1号、2号、8号、9号から必要事項を抜粋したものです。

2. 有限会社の代表者は？

有限会社は、取締役が会社を代表します。株式会社とは異なり、原則として各取締役は単独で会社を代表する権限を有します。ただし、代表取締役の定めがあり、代表取締役が選任されたときには、代表取締役だけが会社を代表することになります。共同代表の定めもでき、この場合は株式会社と同様の取扱いとなります。

取締役、代表取締役、共同代表の定めは、いずれも登記事項ですから、商業登記簿謄本か代表者の資格証明書で確認することができます。これも、株式会社の場合と同じです。

3. 合名会社の代表者は？

合名会社は、2名以上の社員（無限責任社員）で構成され、原則として各社員が会社を代表する権利および業務を執行する権限を有します。定款もしくは総社員の同意をもって、特定の社員を代表社員とし、または共同代表の定めをすることもできます（商法76条・77条）。

社員、代表社員、共同代表の定めは、いずれも登記事項ですから、上記と同じように商業登記簿謄本等で確認することができます。

4. 合資会社の代表者は？

合資会社は、有限責任社員と無限責任社員で構成されており、この点が合名会社と異なる点です。

有限責任社員は、代表権および業務執行権を有しませんから代表者になりません（商法156条）。無限責任社員または代表社員が代表者となります。無限責任社員の定めは、合名会社の規定が準用されます（商法147条）。したがって、登記事項は有限責任社員の

Chapter 1 1

区分が加わる以外はほぼ同じといえます。

以下に、いままでにみてきた取引の相手方を一覧にしてみました。

●会社取引の相手方一覧

(種類)	(代表者)
株式会社	代表取締役
有限会社	取締役または代表取締役
合名会社	社員または代表社員
合資会社	無限責任社員または代表社員

代表資格の確認資料は、それぞれ、商業登記簿謄本、代表者の資格証明書、代表者の会社印鑑証明書などによります。

5. 会社法施行後の代表者は？

会社法施行後の代表者は次のようになります。

(1) 株式会社（取締役会設置会社）

代表取締役が会社を代表します。株主総会で3人以上の取締役が選任され、この取締役が構成する取締役会で代表取締役が選任されます。代表取締役は、会社を代表して会社の営業全般に関するいっさいの行為を行う権限を有します。共同代表取締役制度は廃止されます。したがって、会社法施行後は事例のようなトラブルは発生しなくなります。

(2) 株式会社（取締役会非設置会社）

取締役（各取締役）が会社を代表します（会社法348条1項）。取締役会を設置しない会社では、取締役は1人で足りません。複数の取締役を設置する場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、業務執行の意思決定は、取締役の過半数をもって決定します（会社法348条2項）。複数の取締役が設置された場合、定款または定款の定めに基づく取締役の互選または株主総会の決議によって、代表取締役を定めることができます（会社法349条3項）。

(3) 合名会社

合名会社は、2人以上の社員（無限責任社員）で構成されることになっていましたが、会社法施行後は、社員1人での合名会社の設立・存続が認められます。合名会社の代表者は社員です。複数の社員がいる会社では、各社員が会社を代表します。代表社員が定められたときは代表社員が会社を代表します。

(4) 合資会社

合資会社は、有限責任社員と無限責任社員で構成されています。無限責任社員または代表社員が代表者となります。会社法施行後は、有限責任社員も代表権を持つことができる旨が明記されました（会社法590条1項）。

(5) 合同会社

会社法施行後は、内部の規律については組合と同様に定款自治を認め、出資者の責任については有限責任である営利法人という種類の合同会社という新しい会社類型が創設されます。合同会社の社員は有限責任社員です。合同会社の社員は1人でも認められます。複数の社員がいる会社では各社員が会社を代表します。代表社員が定められたときは代表社員が会社を代表します。

商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)

現在事項全部証明書		会社番号
商号	雪山株式会社	
本店	北海道札幌市中央区〇〇町3-2-1	平成〇年〇月〇日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社設立の年月日	平成〇年〇月〇日	
目的	1. 月刊誌の発行及び販売 2. 書籍の出版及び販売 3. 上記に付帯する一切の業務	
額面株式1株の金額	金50,000円	
発行する株式の総数	400,000株	
発行済株式の総数並びに種類及数	発行済株式の総数 10,000株	
資本の額	金5億円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない	
役員に関する事項	取締役 雪山太郎	平成〇年〇月〇日重任 平成〇年〇月〇日登記
	取締役 雪山次郎	平成〇年〇月〇日重任 平成〇年〇月〇日登記
	取締役 山中三郎	平成〇年〇月〇日重任 平成〇年〇月〇日登記
	取締役 山田四郎	平成〇年〇月〇日就任 平成〇年〇月〇日登記

	取締役 下田五郎	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日就任 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日登記	
	北海道札幌市南区××××	代表取締役 雪山太郎	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日就任 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日登記
	北海道札幌市西区××××	代表取締役 雪山次郎	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日就任 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日登記
	代表取締役雪山太郎と代表取締役雪山次郎は共同して会社を代表する		
	監査役 山中花子	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日就任 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日登記	
支店	1. 東京都新宿区××××		
	2.		

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
札幌法務局
登記官

(参考) 商業登記簿本・抄本と登記事項証明書の相違について

現在、登記事項のコンピュータ化が進められており、近くすべての登記所でコンピュータ化される予定です。各登記所でコンピュータ化される以前に閉鎖された登記簿（閉鎖登記簿謄本等）を除き、商業登記簿謄本等に代わり、以下の名称の証明書が交付されます。

- ・ 登記簿謄本にあたるもの → 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（本参考例）
- ・ 登記簿抄本にあたるもの → 履歴事項一部証明書または現在事項一部証明書
- ・ 閉鎖登記簿謄本 → 閉鎖事項全部証明書
- ・ 閉鎖登記簿抄本 → 閉鎖事項一部証明書
- ・ 資格証明書 → 代表者事項証明書